

福島イノベーション・コースト構想 交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業
「福島イノベーション・コースト構想に関する情報発信業務」委託仕様書

1 委託業務名

福島イノベーション・コースト構想 交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業
「福島イノベーション・コースト構想に関する情報発信業務」

2 業務委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月23日（月）

3 業務目的

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）は、福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という。）の推進のため、浜通り地域等15市町村（以下「イノベ地域」という。）への産業集積や交流人口の拡大、人材育成等に取り組んでいる。

本業務では、全国のビジネスパーソンを主なターゲットとして、構想の取組や成果及びイノベ地域での活動や産業・雇用回復の様子等を広く発信することで、構想への関心を高め、イノベ地域での新たな事業展開や就職・起業による構想への参画及び地域の担い手の確保につなげることを目標に、行動変容を促す機運を醸成することを目的として実施する。

※浜通り地域等15市町村

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

4 ターゲット

全国の30-40代のビジネスパーソンを主なターゲットとする。

5 対象ウェブサイト

「Hama Tech Channel(ハマテックチャンネル 以下「HTC」という)」

URL : <https://www.fipo.or.jp/htc>

6 業務内容

業務の目的を達成するために設定した以下の項目について企画提案し実行すること。

(1) HTC サイトの改善

- ア HTC サイト全体の現行の課題等を分析し、ターゲットの関心を喚起・維持する内容に改善すること。
- イ トップページ及び記事ページのカテゴリの再設定を行うとともに、サイト内検索機能の改善を図ること。
- ウ 記事ページ間の回遊性を高めるため、他の記事ページへの遷移を促す導線の最適化を図ること。

(2) HTC に掲載する記事（コンテンツ）の制作

- ア 記事（コンテンツ）（以下「記事」という。）を10本以上制作し、HTCサイトに掲載すること。記事はテキスト形式に限らず、動画を含めた内容で制作・掲載することも可とする。
- イ 想定する記事内容は下記のとおり。この他、構想への関心や理解を深める記事や動画による発信の提案も可とする。企画提案を基に、機構と協議の上、記事内容などを決定する。なお、サイトへの掲載時期については、機構と協議の上、年間スケジュールを作成し、計画的に記事の掲載を行うこと。
 - ① イノベ地域の事業者へのインタビュー 8本以上
 - ② 構想に関するコラム・トピック記事 1本以上
 - ③ (5) で実施する発表会の開催レポートまたは出席者のインタビュー記事 1本
- ウ インタビューアーやライターの調整、記事の編集及び進行管理を適切に行うこと。
- エ 必要な情報収集や事前調査を行い、各記事で取り上げる内容や全体の構成を機構と協議すること。また、協議の結果を踏まえ、各取材先へのアポイントメント等、取材調整の一切を行うこと。調整結果については、速やかに機構に報告すること。
- オ 制作した記事の内容確認を機構に依頼する際は、確実な校正を行った上で、依頼すること。
- カ その他、必要に応じてターゲットのニーズに応じた記事の検討を行うこと。

(3) インターネット広告を活用した情報発信

HTCの閲覧者（ページビュー数）増に向けインターネット広告を活用した情報発信を企画・立案し実施すること。要件は以下ア～エのとおり。

- ア 利用する広告媒体は、バナー広告を必須とし、この他の提案も可とする。
- イ 広告配信の誘導先はHTCサイトまたは記事ページとする。

- ウ 広告配信の時期については、新規記事の公開に合わせて行うものとし、配信期間及び予算配分等の詳細については機構と協議の上、実行すること。
- エ 広告に使用する画像の制作を行うこと。

(4) アクセス解析と効果検証

- ア HTC サイト及び各広告配信のアクセス解析、効果を測定し、定期的に機構に報告すること。また、結果に応じ発信方法の改善を図ること。
- イ HTC サイトのアクセス解析には「Google Analytics (GA4)」を用い、機構職員が状況を把握できる環境を整備するとともに、常時効果検証が行えるようにすること。
- ウ 事業終了時には本業務の効果検証に基づき、次年度以降に向け効果向上が見込まれる情報発信施策を提案すること。

(5) メディアを通じた情報発信

テレビ、新聞、雑誌、Web メディア等のメディア関係者が構想に関心を持ち、構想のメディア露出を増やすことを目的とした東京都内での発表会を企画提案し、機構と協議の上、1回実施すること。要件はア～エのとおり。

- ア 実施時期 機構と協議の上、実施日を決定する。
- イ 実施場所 東京都特別区内
- ウ 参加対象 在京のテレビ、新聞、雑誌、Web メディア等のメディア関係者
(15社以上を目標)
- エ 業務内容
 - ① 発表会の企画提案及び調整、運営を行うこと。なお、発表会のメインテーマ及び出演者等については、機構と協議の上、決定する。
 - ② 会場の規模感等を考慮し、企画内容に適した会場の選定、レイアウトを提案すること。
 - ③ 会場の音響、機材、ディスプレイ、パネル、その他の内容に応じて必要な備品等を準備すること。
 - ④ 参加対象者のリスト等を作成及び提案し、機構と協議の上告知を行い、イノベ構想に関する記事掲載を促すこと。

(6) その他

- ア 本業務を総括する責任者を置き、機構からの指示に対し、即応できる体制を確保すること。
- イ 毎月、上記(4)に係る効果検証も含めた業務進捗に関する報告書を提出すること。なお、報告書の提出期限は翌月15日までとし、様式は任意とする。

7 権利の帰属

本業務より制作される成果物の著作権は機構に譲渡するものとし、成果品の素材（写真、画像、動画等）については、機構が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

8 受託者の責務

(1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに機構へ報告すること。

(2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、各種法令等を遵守し、機構の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(3) 施設・設備の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した備品等を本業務以外の目的で使用してはならない。

9 提出書類等

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後、速やかに提出するもの

	書類名	様式等	媒体	備考
1	主任管理者通知書	様式第1号	紙	
2	業務着手届	様式第2号	紙	
3	業務実施体制図	任意様式	紙	責任者及び担当者を明記すること
4	業務実施工程表	任意様式	紙	
5	その他	任意様式		委託者が必要と認める書類・データ

(2) 業務完了後、速やかに提出するもの

	書類名	書式等	媒体	備考
1	業務完了届	様式第3号	紙	
2	業務実績報告書	様式第4号	紙	
3	2に添付する書類	任意様式	紙・電子	業務報告書（本業務の効果検証及び次年度以降の情報発信施策案を含むこととす

				る) 作成したデータ一式
4	請求書及び請求に係る内 訳書	任意様式	紙	
5	その他	任意様式		委託者が必要と認める書類

(3) 提出先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 交流促進部 交流促進課
住所：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階
電話：024-581-6893

10 その他、業務実施上の注意点

- (1) 受託者は、本業務に関わる責任者及び担当者について、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、且つ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- (3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細について機構と協議の上、決定すること。なお、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 受託者は、機構と定期的に打合せを行い、進捗状況を綿密に報告すること。なお、打合せはオンラインも可とする。また、機構の求めがあった場合も速やかに報告を行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (6) 成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、機構に帰属するものとする。
- (7) 本委託業務の受託者は、機構の許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (8) 本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに機構へ連絡するとともに、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、機構は、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (9) 本業務は、国の交付金を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合があり、受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、機構に協力すること。